

議案第62号

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市下水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市下水道条例（平成17年条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>心身の故障によりその業務を適正に行うことができないものとして市長が認める者</u></p> <p>イ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことがで</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことがで</p>

<p>きる。</p> <p>(1) <u>心身の故障によりその業務を適正に行うことができないものとして市長が認める者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>きる。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うため。